

# 一般財団法人新潟県バスケットボール協会評議員及び役員選出内規

## 第1条 (目的)

この内規は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会基本規程第3条に定める評議員の選任及び第10条に定める役員の選任について、必要な事項を定める。

## 第2条 (評議員の選出方法)

(1) 加盟団体・傘下団体(以下、「加盟団体等」という。)からの選出評議員数は12名とし、当分の間、次に掲げる区分から各1名とする。

柏崎バスケットボール協会、新発田市バスケットボール協会、小千谷市バスケットボール協会、十日町市バスケットボール協会、燕市バスケットボール協会、糸魚川市バスケットボール協会、妙高市バスケットボール協会、五泉市バスケットボール協会、佐渡バスケットボール協会、魚沼市バスケットボール協会、南魚沼市バスケットボール協会、阿賀野市バスケットボール協会

(2) 学識経験者の選出評議員数は、6名とする。

## 第3条 (役員の選出方法)

(1) 理事の選出方法

ア 加盟団体等からの選出理事数は11名とし、当分の間、次に掲げるとおりとする。

(ア) 新潟市バスケットボール協会	2名
(イ) 長岡市バスケットボール協会	1名
(ウ) 上越市バスケットボール協会	1名
(エ) 新潟県高等学校体育連盟	2名
(オ) 新潟県中学校体育連盟	2名
(カ) 新潟県ミニバスケットボール連盟	1名
(キ) 新潟県社会人バスケットボール連盟	2名

イ 学識経験者の選出理事は、9名とする。

(2) 監事の選出方法

ア 加盟団体等からの選出監事数は1名とし、当分の間、三条バスケットボール協会から選出するものとする。

イ 学識経験者の選出監事数は1名とする。

## 第4条 (改正)

この内規の改正は、理事会において行う。

## 附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する

平成29年3月20日一部改定

平成30年3月21日一部改定 (第2条, 第3条)

平成 30 年 6 月 10 日一部改定 (第 2 条)

村上市バスケットボール協会 (脱退)

平成 30 年 6 月 23 日一部改定 (第 2 条)

阿賀野市バスケットボール協会 (加盟)